公 告

関税法第24条第1項の規定に基づく「外国往来船等と陸地との間の交通場所」、「貨物の積卸場所」及び「船用品及び携帯品の積卸場所」について、令和5年10月26日をもって下記のとおり変更するので、同法施行令第22条第1項の規定に基づき公告する。

記

【変更前】

1 外国往来船等と陸地との間の交通場所

	外国仕米船寺と陸地との间の父迪場所					
場所の名称	所 在 地	備考				
宇部興産株式会社宇部ケミカル工場正門	宇部市大字小串1978の2	宇部興産株式会社第1号岸 壁から同第3号岸壁けい留 船と交通する者に限る。				
宇部興産株式会社第5号岸壁に設置されたフェンスにあるNo.1、No.2、No.3、No.4及びセメント側出入口の各ゲート	宇部市大字小串沖の山19 80	宇部興産株式会社第5号岸 壁けい留船と交通する者に 限る。				
宇部興産株式会社第6号岸壁に設置されたフェンスにあるメインゲートロ、サブゲートロ、サブゲートロ、興産機械側出入口及びセメント側出入口の各ゲート	11	宇部興産株式会社第6号岸 壁けい留船と交通する者に 限る。				
宇部興産株式会社セメント 西岸壁北東端から南西へ全 長365メートルの間(ガ ントリークレーン軌条部 分)の岸壁	宇部市大字小串1978の 2	宇部興産株式会社セメント 西岸壁けい留船と交通する 者に限る。				
株式会社宇部スチール正門	宇部市大字小串沖の山19 78の19	宇部興産株式会社スチール 岸壁けい留船と交通する者 に限る。				
宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム岸壁(全長187メートル)	宇部市大字小串沖の山19 78の10	宇部興産株式会社宇部ケミカ ル工場ラクタム岸壁けい 留船と交通する者に限る。				

宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム桟橋	II	宇部興産株式会社宇部ケミ カル工場ラクタム桟橋けい 留船と交通する者に限る。
宇部興産株式会社西沖の山 桟橋	宇部市大字西沖の山字西沖 13の3	宇部興産株式会社西沖の山 桟橋けい留船と交通する者 に限る。

2 貨物の積卸場所(船用品及び携帯品を除く。)

真物 / 預即物所 (加力加及):			Let.	141-	-l-v
場所の名称	所	在	地	備	考
宇部興産株式会社第1号岸		字小串1	9780		
壁から同第3号岸壁まで	2				
(全長586メートル)					
宇部興産株式会社第5号岸	宇部市大	字小串沖	ひ山19		
壁(全長220メートル)	8.0		. , , = -		
 宇部興産株式会社第6号岸		IJ		 宇部興産株式会	> 社化 沿岸黑
		"			
壁(全長325メートル)				場及び同保税コ	
				する貨物に限る	0 0
宇部興産株式会社セメント		字小串1	9780	1)	
西岸壁北東端から南西へ3	2				
65メートルの間(ガント					
リークレーン軌条部分)の					
岸壁					
71 -					
宇部興産株式会社スチール	全部市大	字小串沖の	1 1 1 חוות		
岸壁(全長120メート	78の1		<i>у</i> ш 1 <i>3</i>		
, , , , ,	1001	9			
ル)					
					. L. I I T T I T T T T T T T T T T T T T T
宇部興産株式会社宇部ケミ		字小串沖	り山19	宇部興産株式会	
カル工場ラクタム岸壁(全	7801	0		場及び同保税コ	二場に搬出入
長187メートル)				する貨物に限る	<i>,</i>) 。
宇部興産株式会社宇部ケミ		"		J)	,
カル工場ラクタム桟橋					
32.7.1.2.3.1.1.4					
宇部興産株式会社西沖の山	字部市大	字西沖の	山字西油	宇部興産株式会	> 社保税蔵署
核橋	1303		1 H-1.1,	場及び同保税コ	
1次11同	13003				
				陽石油化学株式	
				チレン工場保利	
				出入する貨物に	1限る。

3 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称所	在地	備考
--------	----	----

宇部興産株式会社第1号岸 壁から同第3号岸壁まで (全長586メートル)	宇部市大字小串1978の2	宇部興産株式会社第1号岸 壁から同第3号岸壁けい留 船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社第5号岸壁(全長220メートル)	宇部市大字小串沖の山19 80	宇部興産株式会社第5号岸壁けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社第6号岸壁(全長325メートル)	II	宇部興産株式会社第6号岸壁けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社セメント 西岸壁北東端から南西へ3 65メートルの間(ガント リークレーン軌条部分)の 岸壁	宇部市大字小串1978の 2	宇部興産株式会社セメント 西岸壁けい留船に積卸する ものに限る。
宇部興産株式会社スチール 岸壁(全長120メートル)	宇部市大字小串沖の山19 78の19	宇部興産株式会社スチール 岸壁けい留船に積卸するものに限る。
宇部興産株式会社宇部ケミ カル工場ラクタム岸壁(全 長187メートル)	宇部市大字小串沖の山19 78の10	宇部興産株式会社宇部ケミ カル工場ラクタム岸壁けい 留船に積卸するものに限 る。
宇部興産株式会社宇部ケミカル工場ラクタム桟橋	II .	宇部興産株式会社宇部ケミ カル工場ラクタム桟橋けい 留船に積卸するものに限 る。
宇部興産株式会社西沖の山 桟橋	宇部市大字西沖の山字西沖 13の3	宇部興産株式会社西沖の山 桟橋けい留船に積卸するも のに限る。

【変更後】

1 外国往来船等と陸地との間の交通場所

場所の名称	所 在	地	備	考
UBE株式会社宇部ケミカ ル工場正門	宇部市大字小串 1 1 0	9780	<u>セメント</u> 1号 <u>2号岸壁</u> から同 <u>び宇部ケミカバ東岸壁</u> けい留射 者に限る。	司3号岸壁 <u>及</u> レ工場東地区
<u>セメント</u> 5号岸壁に設置さ れたフェンスにあるNo.1、 No.2、No.3、No.4及びセメ	宇部市大字小串灣80	中の山19	<u>セメント</u> 5号 と交通する者に	

ント側出入口の各ゲート		
<u>沖の山</u> 6号岸壁に設置されたフェンスにあるメインゲートロ、サブゲートロ、 <u>U</u> BEマシナリー株式会社側出入口及びセメント側出入口の各ゲート	n	<u>沖の山6</u> 号岸壁けい留船と 交通する者に限る。
セメント西1、2号岸壁北東端からセメント西3、4号物揚場南西へ全長365メートルの間(ガントリークレーン軌条部分)の岸壁	宇部市大字小串1978の <u>63</u>	<u>セメント西1、2号</u> 岸壁 <u>及</u> <u>びセメント西3、4号物揚</u> <u>場</u> けい留船と交通する者に 限る。
株式会社宇部スチール正門	宇部市大字小串沖の山19 78の19	<u>宇部</u> スチール <u>1号</u> 岸壁 <u>及び</u> <u>宇部スチール2号岸壁</u> けい 留船と交通する者に限る。
<u>UBE株式会社宇部ケミカ</u> ル工場南門	宇部市大字小串沖の山19 78の <u>6</u>	UBEラクタム1号岸壁から同3号ら同3号岸壁けい留船と交通する者に限る。
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
セメント西沖の山桟橋前に <u>設置されたフェンスに設け</u> られたゲート	宇部市大字西沖の山字西沖 13の3	セメント 西沖の山桟橋 N o. 1、同桟橋No. 2及 び同桟橋西側 び日桟橋西側 近する者に限る。

2 貨物の積卸場所(船用品及び携帯品を除く。)

場所の名称	所 在	地	備	考
セメント1号岸壁 (全長188メートル)、UBE2号岸壁から同3号岸壁まで(全長301メートル)及び宇部ケミカル工場東地区東岸壁(全長100メートル)	宇部市大字小串1 2、66、10、 <u>9</u>			
<u>セメント</u> 5号岸壁(全長2 20メートル)	宇部市大字小串沖80	の山19		
<u>沖の山</u> 6号岸壁(全長32 5メートル)	II		<u>UBE三菱セ</u> 社保税蔵置場に 貨物に限る。	
セメント西1、2号岸壁北	宇部市大字小串1	9780		JJ

東端から <u>セメント西3、4</u> 号物揚場南西へ全長365 メートルの間(ガントリー クレーン軌条部分)の岸壁	<u>6 3</u>	
<u>宇部</u> スチール <u>1号</u> 岸壁(全 長 <u>150</u> メートル) <u>及び宇</u> 部スチール 2 号岸壁(全長 <u>91メートル)</u>	宇部市大字小串沖の山19 78の19	
UBEラクタム1号岸壁から同第3号岸壁(全長36) 7メートル)	宇部市大字小串沖の山19 78の <u>6、104</u>	<u>UBE</u> 株式会社保税蔵置場 に搬出入する貨物に限る。
削除	削除	<u>削除</u>
<u>セメント</u> 西沖の山桟橋 <u>N</u> <u>o. 1、同桟橋No. 2及</u> <u>び同桟橋西側</u>	宇部市大字西沖の山字西沖 13の3	<u>UBE三菱セメント</u> 株式会 社保税蔵置場及び太陽石油 株式会社山口 <u>事業所</u> 保税蔵 置場に搬出入する貨物に限 る。

3 船用品、機用品及び携帯品の積卸場所

場所の名称	所 在 地	備考
セメント 1 号岸壁 (全長188メートル)、UBE2 8 8 メートル)、UBE2 号岸壁から同3号岸壁まで (全長301メートル)及 び宇部ケミカル工場東地区 東岸壁(全長100メートル) ル)	宇部市大字小串1978の 2、66、10、73、7 9	<u>セメント</u> 1号岸壁 <u>UBE</u> 2号岸壁から同3号岸壁 <u>及</u> び宇部ケミカル工場東地区 東岸壁けい留船に積卸する ものに限る。
<u>セメント</u> 5号岸壁(全長2 20メートル)	宇部市大字小串沖の山19 80	<u>セメント</u> 5号岸壁けい留船 に積卸するものに限る。
<u>沖の山</u> 6号岸壁(全長32 5メートル)	II	<u>沖の山</u> 6号岸壁けい留船に 積卸するものに限る。
セメント西1、2号 岸壁北 東端からセメント西3、4 号物揚場 南西へ全長365 メートルの間 (ガントリー クレーン軌条部分) の岸壁	宇部市大字小串1978の <u>63</u>	セメント西1、2号岸壁及びセメント西3、4号物揚場けい留船と交通する者に限る。
<u>宇部</u> スチール <u>1号</u> 岸壁(全 長 <u>150</u> メートル) <u>及び宇</u> 部スチール2号岸壁(全長 <u>91メートル)</u>	宇部市大字小串沖の山19 78の19	<u>宇部</u> スチール <u>1号岸壁及び</u> <u>宇部スチール2号岸壁</u> けい 留船に積卸するものに限 る。

<u>UBEラクタム1号岸壁から同第3号</u> 岸壁(全長 <u>36</u> <u>7</u> メートル)	宇部市大字小串沖の山19 78の <u>6、104</u>	UBEラクタム1号岸壁から同3号岸壁けい留船に積 卸するものに限る。
<u>削除</u>	<u>削除</u>	<u>削除</u>
<u>セメント</u> 西沖の山桟橋 <u>N</u> <u>o. 1、同桟橋No. 2及</u> <u>び同桟橋西側</u>	宇部市大字西沖の山字西沖 13の3	セメント西沖の山桟橋N o. 1、同桟橋No. 2及 び同桟橋西側けい留船に積 卸するものに限る。

令和5年10月26日

下関税関支署長 林田 尚也